

○「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改 正 案	現 行
<p>8の13 (略)</p> <p>8の13の2 <u>規則第8条の13の2第1項に規定する確定拠出制度に関する注記については、次の点に留意する。</u></p> <p><u>1 8の13の1の取扱いは、規則第8条の13の2第1項第1号における確定拠出制度の概要の注記について準用する。</u> <u>なお、会社等がリスク分担型企業年金（給付額の算定に関して、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第25条の2に規定する調整率が規約に定められる企業年金制度のうち、退職給付に関する会計基準第4項に定める確定拠出制度に分類されるものに限る。以下同じ。）を採用している場合には、同項第1号に規定する事項に当該年金に関する説明（例えば、標準掛金相当額他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められること、毎事業年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られること）が含まれるものとする。</u></p> <p><u>2 会社等がリスク分担型企業年金を採用している場合には、規則第8条の13の2第1項第2号に規定する事項に当該年金に係る退職給付費用の額が含まれるものとする。</u></p> <p><u>3 規則第8条の13の2第1項第3号に規定する事項には、会社等がリスク分担型企業年金を採用する場合における当該事業年度の翌事業年度以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額及び当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数を記載するものとする。</u></p>	<p>8の13 (略)</p> <p>8の13の2 <u>8の13の1の取扱いは、規則第8条の13の2第1項第1号における確定拠出制度の概要の注記について準用する。</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>